

昭和三十一年運輸省令第四十一号

空港法施行規則
空港整備法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）第六条、第九条及び第十二条の規定に基き、空港整備法施行規則を次のように定める。
(地方管理空港の設置及び管理の届出)

第一条 空港法（昭和三十一年法律第八十号。以下「法」という。）第五条第一項の協議により

地方管理空港を設置し、及び管理することとなつた地方公共団体は、遅滞なく、次に掲げる書類を国土交通大臣に届け出るものとする。

一 地方管理空港を設置し、及び管理することとなつた地方公共団体は、遅滞なく、次に掲げる書類を国土交通大臣に届け出るものとする。

二 関係地方公共団体の議会の当該協議についての議決を記録した書面

三 当該空港を設置し、及び管理することとなつた地方公共団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項の規約

四 当該空港を設置し、及び管理することとなつた地方公共団体が地方自治法第二百五十二条の二に規定する協議会を設ける場合は、同一条第一項に規定する規約

（災害報告書の様式）
第二条 空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号。以下「令」という。）第六条の国土交通省令で定める災害報告書の様式は、別記第一号様式のとおりとする。

（災害復旧工事施行の認定等）
第三条 地方公共団体は、法第十条第二項の認定を受けようとするときは、別記第二号様式による申請書を国土交通大臣に提出するものとする。前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 工事を施行しようとする施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他工事の施行に関する必要な図面
二 法第十一条の協議により他の工作物の管理者が費用の一部を負担するときは、当該協議についての協議書の写し
三 国土交通大臣は、法第十条第二項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知するものとする。
(工事台帳等の整備)
第四条 国の負担金又は補助金の交付に係る工事を施行する地方公共団体は、当該工事について

工事台帳、経理簿その他工事の施行に関し必要な書類を整備しておくものとする。

（空港供用規程の届出）

をしようとする空港管理者は、空港の供用開始の日までに、次に掲げる事項を記載した空港供用規程設定届出書及び設定した空港供用規程を

国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 空港の名称

三 実施予定期

四 法第十二条第三項後段の規定による届出をしての日までに、次に掲げる事項を記載しての議決を記録した書面

五 当該空港を設置し、及び管理することとなつた地方公共団体の議会の当該協議についての議決を記録した書面

六 地方公共団体である場合は、同項に規定する規約

七 年法律第六十七号）第二百八十四条第二項の規約

八 法第十二条第三項後段の規定による届出をしての日までに、次に掲げる事項を記載しての議決を記録した書面

九 地方公共団体である場合は、同項に規定する規約

十 法第十二条第三項前段の規定による届出をしての日までに、次に掲げる事項を記載した空港供用規程設定届出書及び設定した空港供用規程を

国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 空港の名称

三 実施予定期

四 法第十二条第三項後段の規定による届出をしての日までに、次に掲げる事項を記載しての議決を記録した書面

五 当該空港を設置し、及び管理することとなつた地方公共団体の議会の当該協議についての議決を記録した書面

六 地方公共団体である場合は、同項に規定する規約

七 年法律第六十七号）第二百八十四条第二項の規約

八 法第十二条第三項後段の規定による届出をしての日までに、次に掲げる事項を記載しての議決を記録した書面

九 地方公共団体である場合は、同項に規定する規約

十 法第十二条第三項前段の規定による届出をしての日までに、次に掲げる事項を記載した空港供用規程設定届出書及び設定した空港供用規程を

国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 空港の名称

三 実施予定期

四 法第十二条第三項後段の規定による届出をしての日までに、次に掲げる事項を記載しての議決を記録した書面

五 当該空港を設置し、及び管理することとなつた地方公共団体の議会の当該協議についての議決を記録した書面

六 地方公共団体である場合は、同項に規定する規約

七 年法律第六十七号）第二百八十四条第二項の規約

八 法第十二条第三項後段の規定による届出をしての日までに、次に掲げる事項を記載しての議決を記録した書面

九 地方公共団体である場合は、同項に規定する規約

十 法第十二条第三項前段の規定による届出をしての日までに、次に掲げる事項を記載した空港供用規程設定届出書及び設定した空港供用規程を

国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 空港の名称

三 変更後の着陸料等の額（新旧の対照を明示すること）

四 変更を必要とする理由

3 実施予定期

（指定空港機能施設事業者の氏名等の変更の届出）

を記載した書類を添付しなければならない。

（空港機能施設事業を行ふ者の指定）

請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定空港機能施設事業者は、次に掲げた空港機能施設事業者指定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更後の氏名又は名称及び住所
二 実施予定期

（旅客取扱施設利用料の上限の認可）

法第十六条第一項前段の規定による認可を受ける事項を記載した旅客取扱施設利用料

上限認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 空港の名称

三 空港機能施設の種類

四 前号に掲げる施設の概要

五 空港機能施設事業の開始予定期

六 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 空港機能施設事業を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画

二 前項第四号の施設の配置図及び各階平面図

三 申請者が前号の施設について所有権その他使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることを証する書類

四 空港機能施設事業を行ふにあたり、他の法令の規定による許可又は認可を必要とする場合には、当該許可又は認可を証する書類

五 法人又は団体にあつては、前各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類並びに最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又は書類のほか、次に掲げる書類

ロ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

シ これらに準ずる書類

六 その他国土交通大臣が必要と認める書類

（心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者）

記載した書類

六 その他国土交通大臣が必要と認める事項を行なうことができる事項

（公示の方法）

法第十五条第三項及び第五項並びに第二

二 法第十三条第一項後段の規定による届出をしての日までに、次に掲げる事項を記載した着陸料等変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 空港の名称

三 変更後の着陸料等の額（新旧の対照を明示すること）

四 変更を必要とする理由

（指定空港機能施設事業者の氏名等の変更の届出）

を記載した書類を添付しなければならない。

（空港機能施設事業を行ふ者の指定）

請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定空港機能施設事業者は、次に掲げた空港機能施設事業者指定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更後の氏名又は名称及び住所
二 実施予定期

（旅客取扱施設利用料の上限の認可）

法第十六条第一項前段の規定による認可を受ける事項を記載した旅客取扱施設利用料

上限認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 空港の名称

三 空港機能施設の種類

四 前号に掲げる施設の概要

五 空港機能施設事業の開始予定期

六 前項の申請書には、旅客取扱施設利用料の上限の額

七 前二項の申請書には、旅客取扱施設利用料の上限の額

八 前二項の申請書には、旅客取扱施設利用料の上限の額

九 前二項の申請書には、旅客取扱施設利用料の上限の額

一 氏名又は名称及び住所
二 空港の名称

三 変更後の旅客取扱施設利用料の上限の額

四 変更を必要とする理由

（旅客取扱施設利用料の届出）

法第十六条第三項前段の規定による届出をしての日までに、次に掲げる事項を記載した着陸料等変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 空港の名称

三 変更後の着陸料等の額（新旧の対照を明示すること）

四 変更を必要とする理由

（公示の方法）

法第十五条第三項及び第五項並びに第二

二 法第十三条第一項後段の規定による届出をしての日までに、次に掲げる事項を記載した着陸料等変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 空港の名称

三 変更後の着陸料等の額（新旧の対照を明示すること）

四 変更を必要とする理由

（公示の方法）

法第十五条第三項及び第五項並びに第二

二 法第十三条第一項後段の規定による届出をしての日までに、次に掲げる事項を記載した着陸料等変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 空港の名称

三 変更後の着陸料等の額（新旧の対照を明示すること）

四 変更を必要とする理由

(令附則第四条第二項の国土交通省令で定める高度等)

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

第一号様式（第2条関係）

第二号様式（第3条関係）

附 則（平成二一年三月二十五日国土交通省令第九号）
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年一一月三〇日国土交
通省令第八七号）

（施行期日）

1 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整

第五九号) この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成元年七月二十日運輸省令第二四号) この省令は、公布の日から施行する。

一九号) この省令は、公布の日から施行する。
この省令の施行の日の前日までに発生した災害に係る報告書については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成五年六月二十五日運輸省令第三一号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年二月一五日運輸省令第八五号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。
第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成二年一一月二九日運輸省令第三九号) 抄

(施行期日) 2 1 この省令は、平成二年一月二九日から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二〇年六月一八日国土交通省令第四号)
(施行期日) 2 2 この省令は、公布の日から施行する。
(特定地方管理空港の名称に関する公示の方法) 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第一項後段の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

附 則 (平成二〇年一二月二十四日国土交通省令第一〇七号)

2 (経過措置) この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の空港法施行規則第三号様式による証明書は、この省令による改正後の空港法施行規則第三号様式による証明書とみなす。

附 則 (令和元年九月一三日国土交通省
令第三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十一条、第二十四条及び第二十六条の規定の施行の日（令和元年十二月十四日）

附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省
省令第九八号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則 (令和四年一二月一日国土交通省
令第八六号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、航空法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十二月一日）から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日国土交通省
令第二六号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第三号様式
(第16条関係)

第三号様式(第16条関係)
空港施設免許申請書認定申請書
国土交通大臣 構
申請者
空港管理者名
代表者の氏名
性別
空港法第17条の規定に基づき、別紙の計画について開示書類を添えて認定を申請します。

第四号様式
(第17条関係)

第四号様式(第17条関係)
空港施設免許申請書認定申請書
国土交通大臣 構
申請者
空港管理者名
代表者の氏名
性別
年 月 日
本件は、別紙の計画を添付した空港施設免許申請書類について、空港法第17条第5項の規定に基づき、開示書類を添えて変更の認定を申請します。